

Yellow Kite 規約

(名称)

第1条 本団体は、Yellow Kite(イエローカイト)と称する。

(目的)

第2条 本団体は、合唱を行い、歌を通じて地域との交流を図ることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は基本的に無しとする。ただし、必要に応じて徴収する。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。ただし、再任を妨げない。

- 1) 部長1名 …団体を代表する。
- 2) 副部長1名 …部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 …会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の多数決により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の決議により改廃される。

附則

この規約は、平成12年6月14日から施行する。

この規約の一部を改正し、平成27年10月23日から適用する。